

1月10日付け 福島議員資料要求について（回答）

(1) 沖縄・辺野古における土砂投入された部分のサンゴの移植についての回答で、辺野古側の埋立区域内に生息していた9群体を移植したというのは「埋立区域2」の部分にあたるか。

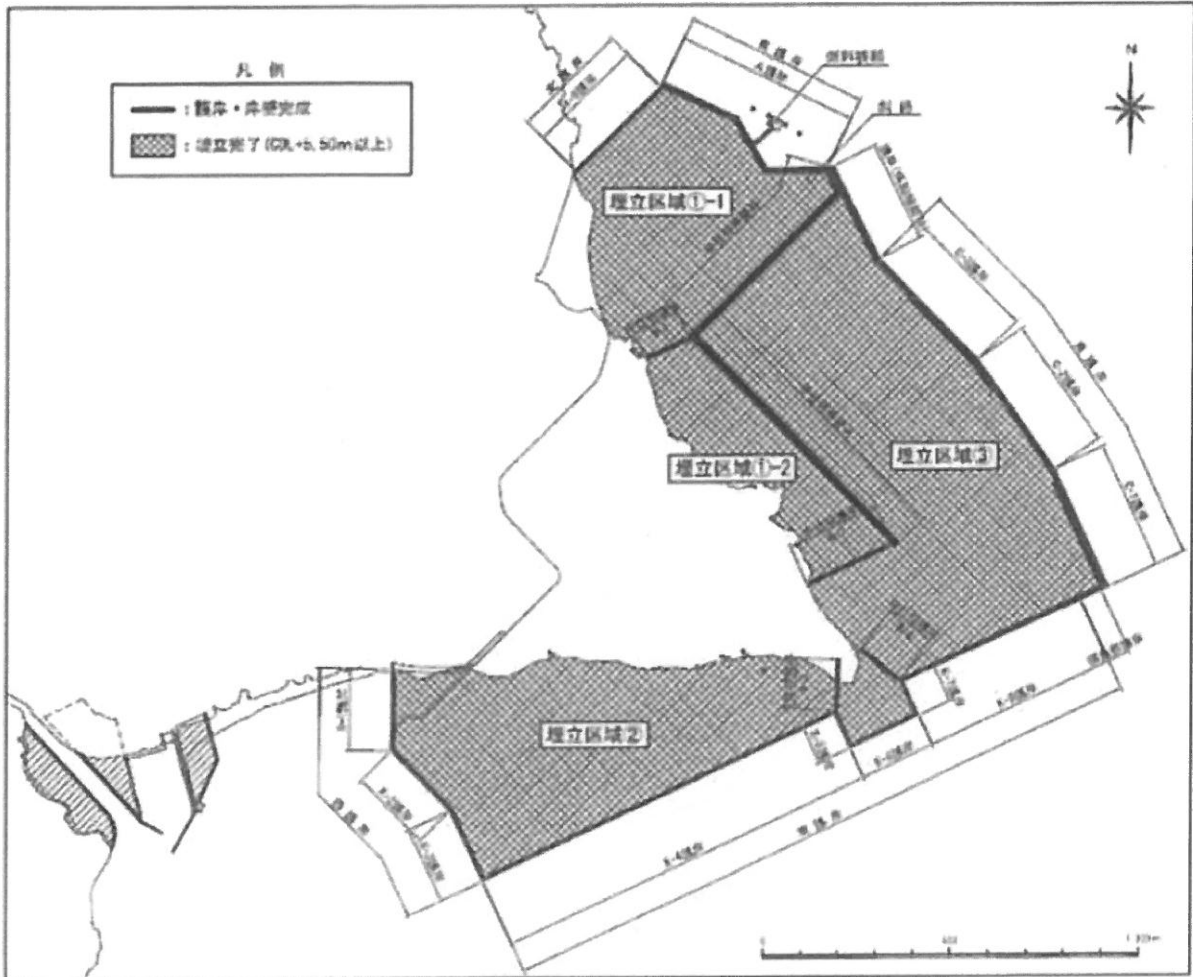
また、この「埋立区域2」のうち、土砂投入の手続きが始まった地点である「N5・N3・K4」の区域内からの移植か。

(回答)

サンゴの移植については、1群体を米軍キャンプ・シュワブの南側海域（辺野古側）の埋立区域②から埋立区域外へ、8群体をキャンプ・シュワブの北側海域（大浦湾側）から埋立区域外へ移植しました。

なお、N-5、N-3、K-4護岸で囲まれた区域においては、保護対象のサンゴは確認されていません。

埋立区域②の部分参照



土砂投入の手続きが始まった地点である「N5・N3・K4」の区域内

